

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

各団体が独自に制定している条例に関する調（令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで）

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道										0
青森県						1				1
岩手県										0
宮城県				1						1
秋田県										0
山形県										0
福島県										0
茨城県					1		1			2
栃木県							1			1
群馬県										0
埼玉県										0
千葉県									1	1
東京都										0
神奈川県										0
新潟県				1			1			2
富山県							1			1
石川県										0
福井県										0
山梨県				1						1
長野県				1						1
岐阜県					1					1
静岡県				1			1			2
愛知県										0
三重県						1				1
滋賀県										0
京都府										0
大阪府						4				4
兵庫県			1			1				2
奈良県										0
和歌山県										0
鳥取県				1		2				3
島根県										0
岡山県										0
広島県							1		1	2
山口県					1					1
徳島県										0
香川県										0
愛媛県										0
高知県										0
福岡県						1	2			3
佐賀県										0
長崎県										0
熊本県										0
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県										0
沖縄県										0
合計	0	0	1	6	3	11	7	0	2	30

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。ただし、「地方自治法以外（文化財保護法、行政不服審査法等）の法令に基づき制定した義務を課し又は権利を制限する条例」、「法244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「法228条に基づき制定した使用料等に関する条例のうち、使用料等に関する部分のみが義務付与・権利制限になっている場合」については、対象外としている。

イ 内訳表

【教育文化関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
兵庫県	景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例		R4. 4. 1	優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。	景観形成重点区域内において基準違反に対する改善命令に違反した者 50万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
宮城県	太陽光発電施設の設置等に関する条例	R4. 10. 1		脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電施設の普及及び拡大に寄与することを目的とする。	次のいずれかに該当する者 ①設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者 ②第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ③第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 5万円以下の過料
新潟県	新潟県盛土等の規制に関する条例	R4. 7. 1		盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。	・盛土等の許可、変更許可又は譲受け許可を受けずに盛土等を行った者 ・偽りその他不正の手段により、盛土等の許可、変更許可又は譲受け許可を受けた者 ・緊急時の措置若しくは停止命令又は許可を受けずに盛土等を行った者に対する措置命令に違反した者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
山梨県	山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	R3. 10. 1		太陽光発電施設の設置から維持管理、廃止に至るまで、地域環境を保全・災害を防止し、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、県民の安全で安心な生活の確保を図る事を目的とする。	・設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者等 ・設置届出又は届出内容の変更をしないで太陽光発電施設を設置した者等 ・報告、資料の提出に応じない者等 ・立入検査に応じない者等 5万円以下の過料
長野県	長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例	R5. 1. 1		土砂等の崩落等による災害の発生の防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。	次の各号のいずれかに該当する者 (1)第8条の許可、第19条第1項の変更許可、第20条第1項の譲受けの許可の規定に違反した者 (2)偽りその他不正な手段により、許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けた者 (3)第22条第1項又は第2項の規定による措置命令に違反した者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	静岡県盛土等の規制に関する条例	R4. 7. 1		盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。	措置命令等に違反した者、許可又は承認なく盛土等を行った者、偽りその他不正の手段により許可又は承認を受けた者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例	R4. 5. 1		盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保することを目的とする。	特定事業を実施しようとする者で知事の許可を受けずに、特定事業を行った者等 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	茨城県青少年の健全育成等に関する条例		R3. 7. 1	青少年の健全な育成等について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者、青少年育成者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、青少年の健全な育成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護することを目的とする。	青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為をした者 30万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岐阜県	岐阜県青少年健全育成条例		R3. 4. 1	青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 ※一部改正により、一定の行為を禁止し、及び義務付けの対象を追加するとともに、罰則の対象を追加（R3. 4. 1施行）	みだらな性行為等の禁止の規定に違反した者（青少年を除く。） 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
山口県	障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例	R4. 10. 11		障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。	県障害者差別解消調整委員会の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
青森県	青森県迷惑行為等防止条例		R5. 2. 1	公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もって県民生活の安全及び平穏を保持することを目的とする。	①②の者を対象とする罰則規定を追加 ① 正当な理由がないのに次に掲げる行為をした者 ア 不特定又は多数の者の利用に供される場所又は乗物内における、他人の身体等ののぞき見又は撮影 イ 衣服の全部又は一部を着けずに浴場、更衣場、便所等にいる他人の姿態の撮影 ② 正当な理由がないのに同一の者に対し反復して次に掲げる行為をした者 ア 相手方が現に所在する場所の付近での見張り等 イ 相手方が現に所在する場所又は通常所在する場所の付近をみだりにうろつくこと ウ 拒否されたにもかかわらず連続して文書を送付すること エ G P S機器を用いた位置情報の無承諾取得等 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (常習の場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
三重県	盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例	R3. 10. 1		特定自動車の解体及び中古自動車の輸出業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講ずることにより、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、もって自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。	特定自動車解体業又は中古自動車輸出業の停止命令に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例		R3. 4. 20	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。	常習として前項の違反行為をした者 (参考) 15条第1項 一 第六条第一項各号又は第三項第二号の規定に違反して撮影した者 二 第十条第一項の規定に違反した者 第六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 一 人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影すること。 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪府暴力団排除条例		R3. 11. 22	暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって府民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者 第二十五条の規定による命令に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例		R4. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。	常習として前項の違反行為をした者 (参考) 15条第1項 一 第六条第一項各号又は第三項第二号の規定に違反して撮影した者 二 第十条第一項の規定に違反した者 第六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 一 人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影すること。 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
大阪府	大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例		R5. 2. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって府民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。	常習として前項の違反行為をした者 (参考) 15条第1項 一 第六条第一項各号又は第三項第二号の規定に違反して撮影した者 二 第十条第一項の規定に違反した者 第六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 一 人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影すること。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例		R4. 7. 1	海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故その他の事故を防止し、もって遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。	海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
鳥取県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例		R3. 4. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民及び滞在者等の平穏な生活を保持することを目的とする。	常習として公共の場所若しくは公共の乗物又は集会所、事務所、教室、タクシーその他不特定若しくは多数の者が利用するような場所若しくは乗物において、人に対し、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物の上から触れる等の行為を行った者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県暴力団排除条例		R4. 8. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	暴力団事務所の開設及び運営を禁止する場所において、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
広島県	G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	R5. 3. 13		G7広島サミット（令和五年に広島県で開催される主要国首脳会議をいう。）の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。	小型無人機の飛行禁止の規定に違反し、対象地域の上空で小型無人機の飛行を行った者及び対象施設周辺地域のうち、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行った者並びに警察官の命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	R3. 12. 1		本県からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団事務所の開設並びに運営を禁止する新たな区域及び地域について規定する。	禁止地域における暴力団事務所の開設又は運営に係る中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例		R3. 4. 1	茨城県環境基本条例（平成8年茨城県条例第48号）第3条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。	排水特定施設（汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるもの）の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法に関する計画の変更に係る命令等に違反した者	30万円以下の罰金
栃木県	栃木県水源地域保全条例	R4. 4. 1		(目的) 水源地域の保全に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、水源地域の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって森林の有する水源の涵養の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。 (内容) ①水源地域の指定 ②所有権等の移転等の事前届出 ③立入調査等	②及び③の義務に違反した者	5万円以下の過料

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
新潟県	新潟県希少野生動植物保護条例	R3. 5. 1		県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるとともに、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって県民の健康で文化的な生活を確保し、及び県民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に違反して、指定希少野生動植物を捕獲等をし、又は譲渡し等をした者 ・ 生息地等保全地区内において、許可を得ないで条例に定める行為を行った者 ・ 捕獲等許可者に対する措置命令に違反した者 ・ 生息地等保全地区内において、許可を得ないで条例に定める行為を行った者又は許可の条件に違反した者に対する中止命令、原状回復命令又は措置命令に違反した者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
富山県	富山県立自然公園条例		R4. 7. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健・休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 (R4. 7. 1一部改正) 利用拠点整備改善計画認定制度などの新設及び野生動物への餌付け行為の禁止に伴い、罰則対象行為を追加し、加えて既存の特別地域等における行為規制の違反に係る罰則を引き上げた。	原状回復命令又は中止命令に違反した者 特別地域内で知事の許可を受けなければしてはならない行為を許可を受けずに行った者	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	静岡県水循環保全条例	R4. 7. 1		健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	条例に規定する届出をしなかった者や虚偽の届出をした者に対する勧告・命令に違反した者	5万円以下の過料
福岡県	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	R3. 5. 1		県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とする。	指定希少野生動植物種の生きた個体の捕獲等をの禁止規定に違反した者等	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	福岡県立自然公園条例の一部を改正する条例	R4. 10. 1		県立自然公園の特別地域等における野生動物への餌付け等の行為を規制するとともに、特別地域における許可を要する行為に係る罰則を見直すことを目的とする。	特別区域内において知事の許可を受けずに規制された行為を行った者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【その他】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
千葉県	北総中央土地改良施設管理条例	R4. 4. 1		国営北総中央土地改良事業により造成された土地改良施設のうち、土地改良法第94条の6の規定により県が管理を委託された土地改良施設の管理に関し必要な事項を定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良施設に対して、その機能に直接支障を生じさせ、又は農作物等に悪影響を及ぼす恐れがある物を放棄又は放流した者 ・ 許可を得ず、土地改良施設を使用した者 ・ 許可を得ず、土地改良施設に変更を加えた者 	5万円以下の過料
広島県	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例		R3. 4. 1	公共の水面におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。	重点放置禁止区域内において、プレジャーボートを捨て、又は放置した者	30万円以下の罰金

② 市区町村分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道						1				1
青森県										0
岩手県										0
宮城県										0
秋田県										0
山形県										0
福島県										0
茨城県										0
栃木県										0
群馬県							1			1
埼玉県				1			2			3
千葉県				1		1	5			7
東京都						1	1			2
神奈川県				1						1
新潟県										0
富山県										0
石川県	1									1
福井県										0
山梨県										0
長野県						1	2			3
岐阜県						1				1
静岡県										0
愛知県							2			2
三重県						1				1
滋賀県										0
京都府										0
大阪府						1	6			7
兵庫県	1			1			1		1	4
奈良県										0
和歌山県										0
鳥取県										0
島根県										0
岡山県							1			1
広島県					1		1			2
山口県										0
徳島県	1									1
香川県										0
愛媛県										0
高知県										0
福岡県						1	2			3
佐賀県										0
長崎県						1				1
熊本県	1						1			2
大分県							1			1
宮崎県						1	1			2
鹿児島県										0
沖縄県										0
合計	4	0	0	4	1	10	27	0	1	47

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。ただし、「地方自治法以外（文化財保護法、行政不服審査法等）の法令に基づき制定した義務を課し又は権利を制限する条例」、「法244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「法228条に基づき制定した使用料等に関する条例のうち、使用料等に関する部分のみが義務付与・権利制限になっている場合」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
石川県	金沢市	金沢市公文書等の管理に関する条例	R3. 4. 1		行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	第36条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	尼崎市	尼崎市公文書の管理等に関する条例	R4. 4. 1		市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより、歴史的公文書の適切な保存、利用等その他の公文書の適正な管理等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	尼崎市公文書管理委員会の委員（委員であった者を含む。）で職務上知り得た秘密を漏らした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
徳島県	美馬市	美馬市個人情報保護条例		R3. 4. 1	この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	実施機関の職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は第11条第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を含む情報の集合体であって、公文書に記録されている特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
熊本県	熊本市	熊本市公文書管理条例	R3. 4. 1		公文書等の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	職務上知り得た秘密を漏らした委員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
埼玉県	川口市	川口市資材置場の設置等の規制に関する条例	R4. 7. 1		資材置場の設置等に関し必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市長の許可を受けずに資材の堆積等を行い、勧告・命令に従わなかった者	30万円以下の罰金
千葉県	松戸市	松戸市法定外公共物の管理に関する条例	R3. 4. 1		法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な使用を図り、もって公共の安全に資することを目的とする。	偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者	その徴収を免れた占用料の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料
神奈川県	小田原市	小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	R3. 4. 1		歴史的な価値を有する建築物について、その価値を生かしながら保存し、及び円滑に活用し、並びにその安全性の維持及び向上を図るため、当該建築物に係る保存建築物の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、当該保存建築物の保存のための措置及び現状変更の規制を講ずることにより、歴史的な価値を有する建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することに寄与することを目的とする。	第19条第1項又は第2項前段の規定による市長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
兵庫県	西脇市	西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例	R3. 4. 1		パチンコ店と地域環境との調和を図ることを目的とする。	パチンコ店等の建築等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	5万円以下の過料

【厚生関係】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
広島県	広島市	広島市ふぐの処理に関する条例	R4. 4. 1		ふぐの処理(業として行うものに限る。)に関し必要な規制を行うことにより、当該ふぐの処理に関する食中毒の発生を防止することを目的とする。	ふぐ処理者以外の者が業としてふぐの処理に従事した場合、又は偽りその他不正の手段により免許を受けた者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	札幌市	札幌市客引き行為等の防止に関する条例	R4. 4. 1		客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命令に違反した者 ・ 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 5万円以下の過料
千葉県	千葉市	千葉市客引き行為等の防止に関する条例	R4. 4. 1		客引き行為等の禁止その他必要な事項を定めるとともに、客引き行為等の防止に関し、市が市民等、事業者等及び地域団体と協働して、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。	客引きを行う等の違反行為をしてはならない旨の命令に違反した者 等 5万円以下の過料
東京都	北区	東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例	R4. 7. 1		公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ちを防止することにより、区民等の快適で平穏な生活を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 本条例の規定に基づく勧告を受けた後に、特定地区において違反行為をした者 2 本条例の規定に基づく区の求めに対し、必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者 3 本条例の規定に基づく区による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 5万円以下の過料
長野県	軽井沢町	G7外相会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	R4. 12. 26		G7外相会合の開催時における対象地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。	第3条第1項の規定（何人も、令和5年4月6日から同月19日までの間、対象地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。）に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
岐阜県	岐阜市	岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例	R3. 4. 1		公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民等が公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる環境を確保し、もって安心・安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反行為を禁止する命令に違反した者 ・ 市長からの報告の求めに対し報告をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 5万円の過料
三重県	四日市市	四日市市客引き行為等の防止に関する条例	R3. 4. 1		道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、生活の安全と地域の平穏を保持するとともに、市民等が安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため、客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。	第4条第3項の規定に違反する行為に対する第5条第3項の規定による市長の命令に違反した者 5万円以下の過料
大阪府	大阪市	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例		R3. 4. 1	過料の処分を受けた後において客引き行為等をし、又はさせる行為をしているものに対して、指導及び勧告を行うことなく当該行為を中止するよう命ずることができる旨を規定する。	左記の中止命令に違反した者 5万円以下の過料
福岡県	北九州市	北九州市客引き行為等の適正化に関する条例	R4. 10. 12		市民等、地域団体、事業者及び市が協働して取り組む客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、全ての者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境の形成を図り、もって本市の魅力と活力の向上及び安全・安心を実感することができるまちの実現に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく命令に違反した者 ・ 正当な理由なく報告の要求に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 ・ 正当な理由なく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科する。 5万円以下の過料

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
長崎県	壱岐市	壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例	R4. 4. 1		海水浴場の利用に関し、市、事業者及び利用者の責務を明らかにするとともに、海水浴場の利用に関する事項を定めることにより、安全で安心な海水浴場の確保に資することを目的とする。	海水浴場の利用時の禁止行為（遊泳区域でのモーターボート等の利用、火気の使用等）に対する市の指導又は勧告に従わない者 5万円以下の過料
宮崎県	宮崎市	宮崎市客引き行為等の禁止に関する条例	R3. 9. 30		公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	1 第11条の規定による命令に違反した者 2 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 3 第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し1～3の行為をしたときの、当該行為者のほか、その法人又は人 5万円以下の過料

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
群馬県	邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		R5. 3. 7	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び町民の安全に資することを目的とする。	・ 条例の規定による命令に違反した者 ・ 条例の規定に違反して特定事業を行った者 ・ 条例の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	上尾市	上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例		R4. 4. 1	土砂等のたい積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等のたい積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	(1) 土砂等のたい積の許可（変更許可を含む）を受けずに土砂等のたい積を行った者 (2) 措置命令に違反した者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	寄居町	寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		R4. 1. 1	不適正な土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積及び一時堆積(以下「土地の埋立て等」という。)が町内の生活環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について必要な規制を行うことにより、不適正な土地の埋立て等を防止し、もって町民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	許可を受けずに事業を施行した者。自己の名義をもって他人に事業を施行させた者。命令に違反した者。 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例		R4. 5. 1	再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼・崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市長の許可を得ずに屋外保管事業場を設置した者 等 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	旭市	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		R3. 4. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び地下水の汚染並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、動植物の生息及び生育環境を保全するとともに、市民の健康、生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	(1) 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令に違反した事業主等 (2) 第9条第1項、第16条第1項又は第27条第1項の規定に違反して特定事業を行った事業主等 (3) 第18条の規定に違反して、第三者に特定事業を行わせた事業主等 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	香取市	香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例		R5. 1. 1	土地の埋立て等及び土砂等による土壌の汚染及び地下水の汚染並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、動植物の生息及び生育環境を保全するとともに、市民の健康、生活の安全を確保し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	(1) 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令に違反した事業主等 (2) 第9条第1項、第16条第1項又は第27条第1項の規定に違反して、許可を受けずに特定事業を行った事業主等 (3) 第18条の規定に違反して、第三者に特定事業を行わせた事業主等 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	大網白里市	大網白里市再生土の埋立て等規制条例		R5. 1. 1	再生土の埋立て等を規制することにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	再生土の埋立て等の中止命令及び現状回復命令に違反した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
千葉県	酒々井町	酒々井町環境保全条例	R4. 4. 1		生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	1 揚水施設設置、騒音・振動特定施設設置、同特定作業実施、同特定建設作業実施、悪臭防止特定施設設置、同特定作業実施に係る届出をしないもの又は虚偽の届出をした者 2 騒音・振動が規制基準に適合しないことにより改善勧告又は改善命令を受けた者	20万円以下の罰金
東京都	大田区	大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例	R4. 4. 1		ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	指導に従わずに、ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせた者	5万円以下の過料
長野県	須坂市	須坂市地下水の保全及び適正利用に関する条例	R4. 7. 1		市民の生活用水の根源である地下水について、持続可能な地下水の保全と活用に関し必要な事項を定めるものとする。	第18条第2項又は第24条の規定による命令に違反した者	50万円以下の罰金
長野県	小谷村	小谷村ポイ捨て禁止条例	R5. 3. 20		魅力ある清潔で美しい村づくりを目的とする。	規定する命令に違反した者	5万円以下の料料
愛知県	小牧市	小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例	R4. 4. 1		建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	正当な理由がなく第18条第1項の規定による命令（建築物等における堆積物等による不良な状態を解消するために必要な措置・空き地の管理不全な状態を解消するために必要な措置に係る命令）に違反した者	5万円以下の過料
愛知県	大府市	大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	R3. 7. 1		太陽光発電設備の設置等に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境等との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的とする。	虚偽の申請により決定通知を受けて設置事業（太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業のうち事業の用に供する土地の区域の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）に係る工事を施行した者又は決定通知を受けることなく設置事業に係る工事を施行した者	30万円以下の罰金
大阪府	堺市	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例	R3. 4. 1		土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的とする。	(1) 許可、変更の許可及び地位の承継に係る承認（以下「許可等」という。）を得ずに、土砂埋立て等を行った者 (2) 偽りその他不正の手段により、許可等を受けた者 (3) 土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置等を講ずべきこと等の命令（軽易な土砂埋立て等において準用して行う場合を含む。）に違反した者 (4) 土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	貝塚市	貝塚市空き家等対策の推進に関する条例	R4. 9. 1		空き家及び空き地の適正な管理及び活用促進に関し、基本理念を定め、管理不全な状態になることの防止を図るとともに、安全で良好な景観及び住環境を確保するため必要な事項を定め、もって生活環境の保全並びに防犯及び魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	1 第11条第3項の規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	5万円以下の過料
大阪府	泉佐野市	泉佐野市空き地の雑草等の除去に関する条例	R4. 4. 1		空き地に繁茂した雑草等による不良な状態を解消し、清潔を保持することに関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	第9条第1項の命令に違反した者	5万円以下の過料
大阪府	松原市	松原市空き家等の適切な管理に関する条例	R4. 1. 1		適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、空き家等の適切な管理を促進することにより、安全・安心な生活環境の保全を図ることを目的とする。	周辺的生活環境の保全上放置することが不相当である長屋等の一部であって空き家であるものにつき、除却等の措置をとるよう市長が行った命令に違反した者	5万円以下の過料
大阪府	箕面市	箕面市土砂埋立て等の規制に関する条例	R4. 7. 1		土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	市長の許可なく中規模土砂埋立て等をした者等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
大阪府	羽曳野市	羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例	R3. 4. 1		土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	(1) 条例第7条第1項、第12条第1項又は第22条第1項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者 (2) 偽りその他不正の手段により、埋立て等許可、変更許可又は条例第22条第1項の承認を受けた者 (3) 条例第23条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者 (4) 条例第29条の規定に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	西脇市	西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例	R3. 4. 1		美しい景観、豊かな自然環境及び市民の生活環境と太陽光発電設備との調和を図ることを目的とする。	開発行為若しくは太陽光発電設備の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	5万円以下の過料
岡山県	和気町	和気町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	R4. 12. 15		放置自動車等により生ずる障害を除去し、公共の場所の機能保全及び生活環境の維持を図ることを目的とする。	撤去命令に違反した者	20万円以下の罰金
広島県	福山市	福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例		R4. 4. 1	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに路上喫煙を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再生利用に資することを目的とする。	(1) 特別重点区域内において、空き缶等及びたばこの吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者 (2) 特別制限区域内において、路上喫煙をした者	2万円以下の過料
福岡県	豊前市	豊前市資源ごみ等の持ち去り防止に関する条例	R4. 7. 1		ごみ収集場所からの資源ごみ等の持ち去り行為の防止を目的とする	持ち去り違反行為に係る禁止命令に違反した者	20万円以下の罰金
福岡県	吉富町	吉富町空家空地対策の推進に関する条例	R5. 1. 1		空家空地の適切な管理及び活用の促進を行い、良好な生活環境の保全及び地域活性化を図ることを目的とする。	標識を毀損した者 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 町長の命令に違反した者	5万円以下の過料
熊本県	菊陽町	菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		R4. 4. 1	廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物の減量化を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	ごみ一時保管所に搬出された家庭系廃棄物のうち、再資源化等の対象となるものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬した者に対する命令に違反した者	20万円以下の罰金
大分県	日出町	日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例	R5. 3. 20		事業区域及び周辺地域における災害の防止及び生活環境の保全と町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。	届出をせず、若しくは虚偽の届出し、又は近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者	5万円以下の罰金
宮崎県	宮崎市	宮崎市動物との共生に関する条例	R4. 6. 1		動物の愛護及び適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、動物福祉の向上を図り、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人及び動物が共生する社会の実現に資することを目的とする。	第13条第2項の規定による命令に違反した者、第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者	5万円以下の過料

【その他】

都道府県名	市区町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
兵庫県	明石市	明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例	R4. 3. 30		海城等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、もって海城等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。	市長が指定する遊泳者安全区域において水上オートバイ等による危険行為を行った者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金